

○10 番（田山文雄君） 皆さん、こんにちは。議席番号 10 番、田山文雄でございます。本日はたくさんの方が議会の傍聴にお越しいただきまして、大変にありがとうございます。議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。執行部の誠意ある答弁をよろしくお願いたします。

まず、1 項目めの住民サービスの向上の取組についてお伺いをいたします。役所などで来庁者が申請書を記入せずに住民票や印鑑証明、税証明などが申請できる行政サービスが「書かない窓口」として注目を集めています。来庁者の手続の簡素化や待ち時間の短縮といった住民サービスの向上が期待もされています。北海道の北見市や岩見沢市、埼玉県深谷市をはじめ複数の自治体で既に運用されています。申請者が各種証明書の発行や引っ越しに伴って届出を行う際、マイナンバーカードや運転免許証などの身分証明書を出すと、職員が聞き取り、確認しながらこの必要事項をパソコンに入力、申請者は印刷された内容を確認し、誤りがなければ署名するだけで簡単に申請が完了することにもなります。

皆さんも経験されたことがあると思いますが、違う課の窓口に行った場合、申請者が複数の書類に名前や住所など同じ内容を何度も記入する必要があります。「書かない窓口」を導入している自治体からは、利用者と職員双方の負担が軽減し、業務改善につながっている。利用者からも手続が簡単になったとの声が寄せられてもいます。河野デジタル大臣も今年 2 月、埼玉県深谷市の「書かない窓口」システム導入を視察、今国会の答弁においても、メリットは非常に大きいとの認識を表明、デジタル庁で全国展開に向けたプロジェクトを進めているとして、全国でメリットを享受できるように頑張りたいとの答弁もありました。今後、マイナンバーカードの普及にも伴って、この「書かない窓口」がさらに広がっていくとは思いますが、当町の導入についての考えをお伺いたします。

次に、2 項目めの所有者不明土地の対策についてお伺いをいたします。所有者不明土地とは、不動産登記簿を見ても、所有者が直ちに判明をしない。また、判明しても所在不明で連絡がつかない土地のことを指しますが、日本全国の 24%、九州の面積にも相当する土地が所有者不明になっているとの推計もあります。今後、高齢化の進展による死亡者数の増加等によりますます深刻化するおそれがあり、その解決は喫緊の課題となっています。

昨年 4 月には所有者不明土地の利用の円滑化とともに、災害発生や環境悪化を防ぐため、管理の適正化を図ることを狙いとして、改正所有者不明土地特別措置法が成立もしています。この質問は、令和元年 9 月定例会の一般質問でも取り上げさせていただきましたが、その後、国においても法改正が行われ、今年 4 月から段階的に施行がされるようになっています。当町におけるこの現状と取組についてお伺いをいたします。

以上、2 項目 2 点についての 1 回目の質問を終わります。

○議長（倉持 功君） 最初に、住民サービスの向上の取組についての質問に対する答弁を求めます。

町民生活部長。

〔町民生活部長 野口和久君登壇〕

○町民生活部長（野口和久君） 改めまして、こんにちは。田山議員の1項目め、住民サービスの向上の取組についての住民の手続の際に、手書きせずに申請できる「書かない窓口」を導入している自治体もあるが、当町の導入についての考えを伺いたいとのご質問にお答えいたします。

住民票の申請等手続の際に、申請書を書かないで申請できる「書かない窓口」につきましては、北海道北見市が平成28年度から活用を開始し、近隣では埼玉県深谷市で導入されております。深谷市に確認をさせていただきましたところ、同市では市民課、市民税課窓口において住民票や課税証明書等の各種証明書の発行や印鑑登録、転入、転出、転居等の住民異動届に関する書類について、市民からの聞き取りにより、職員が申請書の作成を支援する「書かない窓口」を令和2年7月の新庁舎のオープンと同時に実施されているとのことでした。

具体的には、初めに職員がお客様に免許証等の提示を求めて本人確認をさせていただき、住所、氏名、生年月日等の情報や申請内容を聞き取り、窓口業務支援システムへ入力をして、申請書の作成を行います。入力した情報を印刷した申請書をお客様に確認していただき、署名欄に記入していただくことで、お客様の申請書作成の手間が軽減されるとともに、記入漏れ等もなく、その後の書類確認事務の効率化も図られているとのことでした。なお、お客様からは記載台で申請書を探すのが面倒だったので、このサービスはうれしい。書き方が分かりづらい上に、何度も名前を書くことが大変だったので、書かなくて済むので時間がかからない等好評をいただいているとのことでした。

一方で、このシステムの導入に当たっては、導入費用、維持に関わる経費、既存システムの改修などの経費が必要なことや、このシステムが戸籍証明と自動連携していないことから、出生届や婚姻届など戸籍の届出と同時に住民票等の申請をする場合には、時間短縮を図れないことがデメリットであると同様です。

また、デジタル庁より、自治体の窓口で住民が手書きする申請書をなくし、同じ窓口で複数の手続ができるよう今夏からデジタル庁が整備する政府クラウド経由で申請手続を一括で行えるソフトウェアの提供を始めるとの通知がありましたので、今後国の動向や先進自治体への調査などを行いながら、町民の皆様の利便性の向上を目指し、窓口業務の拡充等を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） ちょうどこれ一般質問の通告したその日の前日だったのですか、河野大臣が視察したという記事が出まして、先ほど答弁にもありましたけれども、この記事の中で、本当にこのソフトウェアを提供する、今年の夏頃ですか、それに対してソフトウェアを提供するということでありましたので、恐らくこれでこの「書かない窓口」というのが一般的にもう全国に広がっていくのかなというふうにも感じました。本当にちょうど質問した後だったものですかからあれだったのですが。

それと、あとちょっと聞きたいのは、そして今現在約70の自治体がこれを取り組んでい

る、導入していると、その上でこの必要な財源というのがデジタル田園都市国家構想推進交付金のほうで、それを活用を促しているというふうにも伺っているのですが、このただソフトウェアだけが来ればそれができるのかどうか、ちょっと分からないのですが、この辺のその整備しなくてはいけない部分といいますか、これはこの交付金を使って今後早めに進めたほうがいいのかなどとも思うのですが、この辺はどうですか。

○議長（倉持 功君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、橋本正裕君。

○町長（橋本正裕君） それでは、田山議員さんのご質問にお答えします。

3回ぐらい前に質問していただければ、デジタル田園都市、我々も申請をしたなというふうな事業かなというふうに思っております。一応新年度にもまだあるかどうか確認をして、もしあるようであれば、我々も横展開型で申請をしていきたいというふうには思っているのですけれども、もしない場合はどのぐらい経費がかかるか。田山議員ご質問のとおり、非常に有用であると、北見市でやって。北見市は10年ぐらいやっているのですか、なのでもっと早く質問してくれれば、もっと早く境町もやれたなと思いつつながら、ぜひ皆さんとともにやっていきたいなと。いいご質問だと思っておりますけれども。

あともう一点は、やはり来た方に聞いて、その身分証をまず見せて、見せて出すという作業があるみたいなのです。なので、本来ならば、マイナンバーカード、境町の人、80%以上がもう申請をしていただきましたし、本当だったらマイナンバーでピッとやって、例えば自分の携帯もしくはスマホにセキュリティーが来て、それタッチすればこの人も確認できたというような、そのぐらいやっぱりデジタル化を進めていかないと本当はいけないのではないかなというふうには思っているのです、そこで人が介在して、「ああ、そうですね。合っていますね」と番号を見るみたいなの、そんなことをやるみたいなので、そこをぜひ公明党の田山議員でありますので、国のほうにもぜひそこもデジタル化しないと、そういったものを普及させた意味がないだろうということまで話をさせていただければと思うのとともに、ちょうどエストニアに行ってきましたから、エストニアのE-Governmentで言うと、離婚以外の手続は全部画面上でできるのです、もうネット上で。全てできます。そのIDカードもセキュリティーも全部独立をしていて、非常に安全なもの、さらにはちょうど選挙中だったということで、デジタル選挙も見せてもらったのです。実際に我々の目の前で投票していただいて、期日までに変えられるというのです、候補者を。今、投票しても。なので、今、投票してみせましたと。やっぱりデジタルチェックで最初にセキュリティーがあって、またもう一回最後にセキュリティーがあって、それで両方ダブルチェックすると、本人だと言って大丈夫なのです。全然非常にもうそういったデジタル化をしたことによって不正もなくなったし、賄賂もなくなったし、汚職がなくなったと、そういう話もしておりましたので、ぜひ日本のこういうもので、やっぱりデジタル弱者というか、年配の方がやっぱりデジタル化されたといつて、便利ならいいけれども、便利ではないとやっぱり使いたくないというところと一緒にするものですから、ぜひその辺丁寧に議員の皆さんとともに、我々もぜひ

導入はしていきたいというふうに感じていますので、導入していくに当たり、難しくないような、そして「ああ、便利だね」と言われるような、そういう施策にぜひしていきたいなというふうに思っていますので、田山議員にもぜひご協力をお願いしたいというふうに思っています。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） 町が取り組むということで本当にありがたく思うのですが、河野大臣ですから、これはむしろ境町にもお見えになっていますし、むしろ町長にそのパイプがあるのではないかと僕は思っていますので、どうかこの辺うまくお願いしてもらいたいなとは思っています。

これがさっき町長は本当にエストニアに行かれて、やっぱりITがかなり進んだところをもう見られたので、本当にむしろ僕らよりもその必要性もよくご存じだと思うのですが、本当に先進して、境町が本当に先進モデルとまたこれがもうなれるようなぜひ取組をお願いしたいと思いますので、これは要望になりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（倉持 功君） 以上で住民サービスの向上の取組についての質問を終わります。

次に、所有者不明土地の対策についての質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長 島根行雄君登壇〕

○総務部長（島根行雄君） 改めまして、こんにちは。それでは、田山議員の2項目め、所有者不明土地の対策についての全国的にも所有者不明の土地が増えていることから、昨年国でも法改正が行われていますが、当町における現状と取組について伺いたいとのご質問にお答えをいたします。

近年、不動産登記簿などの所有者台帳においても、所有者が直ちに判明しない、または判明しても連絡がつかずに所有者不明となる土地が全国的に増えております。所有者不明土地問題研究会の試算によりますと、2016年時点で九州全土の面積を上回る約410万ヘクタールの所有者不明の土地があると推計されております。そして、このまま対策を講じなければ、2040年には北海道全土に相当する約780万ヘクタールにまで拡大する可能性があると言われております。

このようなことから、令和3年4月21日、民法等の一部を改正する法律及び相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律が成立をいたしました。両法律では、所有者不明土地の発生の予防と利用の円滑化の両面から、臨時基本法制の総合的な見直しが行われております。令和5年4月より所有者不明土地管理制度や相続土地国庫帰属制度が施行され、令和6年4月より相続登記、住所等変更登記の申請義務化の施行が予定されております。このような状況の中で、当町における令和4年度の固定資産税課税台帳による土地の総筆数は5万4,245筆が登録されております。そのうち、所有者不明土地につきましては、個人と法人を合わせると17件で35筆でございます。例年、宛て先不明等で返送された

納税通知書につきましては、所在の追跡調査を行った後に、送付先が確認できない場合には、公示送達の手続を行っているところでございます。これらの多くは、課税対象者の死亡により、長期間相続登記が未了の土地であることから、当町では死亡の手続の際に、住民課の窓口において法務局で作成している相続を促進するリーフレットをお渡しして啓発を行っております。また、税務課におきましても、相続人の方に登記の働きかけを行うとともに、相続登記が完了するまでの当面の納税者を決めていただく相続人代表者指定届の提出をお願いをしているところでございます。

今後におきましては、高齢化による相続機会の増加に伴い、所有者不明土地も増加することが見込まれることから、所有者不在の土地の解消に向けて引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

そして、新たな取組として、国で制度化された所有者不明の土地を地域住民のために利用することができる地域福利増進事業につきましても、町としては所有者不明土地対策計画策定等の検討をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） そうですね。なかなかこれ町がどうこうできるという問題ではないのかなとは確かに思うのです。ただ、国の法律が変わってきて、例えばその危険性、所有者不明の土地に関してその場所に置ければですけれども、太陽光とか、そういった防災備蓄とか、そういったことに関しては、多分町が使えるようになるのかなというふうにも思うのですが、今、先ほど答弁にありました35筆の中で、町が少しでも活用できそうな場所というのが実際あるのかどうかということをちょっと分かれば教えてもらいたいと思うのですが。

○議長（倉持 功君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、橋本正裕君。

○町長（橋本正裕君） それでは、田山議員さんのご質問にお答えします。

この35件のうち7筆が外国の方、さらには皆さんもご承知のとおり、昔、原野商法ではないですけれども、宅地分譲を細かく区切ったありますよね。山林になってしまっている場所、そこが多いということで、非常に小さな、要は40坪とか、40坪で区切られている中のもうしかもそこに木が鬱蒼としている。大きいところも聞いたら、山林になっているということで、もう非常に使い道が難しい土地だということなのですけれども、後で全部広そうなところとか、使えるところあるか、もう一度精査をして検討はしたいと思いますけれども、今見る限りでは、状況としてはそこまでほとんどが山林だということで、利用できそうなところは少ないのではないのかなというふうには思っていますけれども、ちょっと1回また精査をしたいというふうに思います。

○議長（倉持 功君） 答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○10 番（田山文雄君） ちょっと関連したようなことになるのですが、実は国頭村、議員で研修に行きました。沖縄に行ったときに、ちょうど次の日の朝のテレビで、沖縄の無人島が外国人に買われましたみたいなことをやっていました。何かああいうのをちょっと見てしまうと、所有者不明ではないですが、ちょっと日本の土地が何かすごく心配だなという気に実はなりました。今、最初町長からも7か所、7件が外国人の方、恐らく外国人の方はそのまま国に帰ってしまって、連絡がつかないという、多分そういう土地かなと今聞いていて思ったのですが、本当にそういったところだけとんとんと残られても本当にちょっと迷惑だなと思ひまして、規制がかけられるような、何かそういったことができればいいなというふうには実は僕は思ひて、外国の人が買うのがみんな悪いというわけではなくて、本当にそのように買った後に今度国に帰ってしまって、固定資産税も払わない。そのまま終わってしまっている土地があるというのが何か残念だなというふうにするものから、ぜひこれはこれもちょっとやっぱり要望になりますが、何とかこの町というか、国にももちろん働きかけてもらって、何か土地の問題に関して、もう少しいい方法というものをぜひ取り組んでもらいたいなとも思ひますので、よろしくお願ひいたします。これは、もう結構です。

○議長（倉持 功君） 以上で田山文雄君の一般質問を終わります。